

湖北広域行政事務センター情報セキュリティ委員会規程

(設置)

第1条 湖北広域行政事務センターの情報セキュリティ対策を統一的に推進するため、湖北広域行政事務センター情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの評価及び見直しに関すること
- (2) 情報セキュリティポリシーの遵守状況に関すること
- (3) 情報セキュリティの監査に関すること
- (4) その他情報セキュリティに関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括情報セキュリティ責任者
- (2) 情報セキュリティ管理者
- (3) 情報セキュリティ責任者
- (4) その他統括情報セキュリティ責任者が必要と認める者

2 委員長は、統括情報セキュリティ責任者をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充て、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。